美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

本町の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、持続的な成長発展を遂げていくためには、中小企業・小規模企業自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携・協力をし、支援を行っていくことが重要です。

そこで、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念や施策の方向性を定め、地域社会全体で取り組むことにより、本町のさらなる発展を目指す礎とするため、「美浜町中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。

「町の責務」(第5条)

- 基本理念に基づき、施策を総合的に策定・計画的に推進
- 中小企業者・小規模企業者の地域社会への役割、貢献に対する住民理解の強化

「中小企業者及び小規模企業者の 役割」(第6条)

- 〇 自主的な経営の改善、向上
- 商工会への加入
- 地域社会の発展・町民生活の向上に貢献

「商工会の役割」(第7条)

中小企業者・小規模企業者の経営の向上・改善の支援

「町民の理解と協力」(第8条)

○ 中小企業者、小規模企業者が、地域経済・ 雇用を支え、町民生活の向上に寄与していることへの理解